

第 1 1 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 平成 3 0 年 3 月 2 6 日 (月)

午前 9 時

と ころ 第 2 委 員 会 室

付 議 事 項

1 3 月 定 例 会 に 関 す る 事 項 に つ い て

(1) 追 加 議 案 に つ い て

議 案 第 5 0 号 平 成 2 9 年 度 山 陽 小 野 田 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 9 回) に
つ い て

(2) 議 事 日 程 変 更 案 に つ い て

月	日	曜	開 議 時 刻	会 議 名	摘 要
3	26	月	午前 1 0 時	本 会 議	・ <u>議 案 1 件 を 上 程、説 明、質 疑 及 び 委 員 会 付 託</u>
			本 会 議 終 了 後	委 員 会 分 科 会	・ <u>一 般 会 計 予 算 決 算 常 任 委 員 会 理 科 大 分 科 会</u>
			委 員 会 分 科 会 終 了 後	委 員 会	・ <u>一 般 会 計 予 算 決 算 常 任 委 員 会</u>

2 市 議 会 モ ニ タ ー に つ い て 資 料 1

3 そ の 他 資 料 2

市議会モニター設置要綱改正案

現行

(設置)

第1条 山陽小野田市議会(以下「市議会」という。)の活動及び運営に関し、市民等から意見等を広く聴取し、反映させることにより、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置する。

案 1

(設置)

第1条 山陽小野田市議会(以下「市議会」という。)の活動及び運営に関し、市民等から意見等を広く聴取し、反映させることにより、市民と共に歩む議会となるため、市議会モニターを設置する。

案 2

(設置)

第1条 山陽小野田市議会(以下「市議会」という。)の活動及び運営に関し、市民等から意見等を広く聴取し、反映させることにより、市民と共に歩み、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置する。

案 3

(設置)

第1条 市民と共に歩む議会として、山陽小野田市議会(以下「市議会」という。)の活動及び運営に関し、市民等から意見等を広く聴取し、反映させることにより、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置する。

月	日	曜日	日程	備考
5	31	木		
6	1	金		
	2	土		
	3	日		
	4	月		
	5	火	告示	
	6	水	一般質問通告締切	
	7	木	議運	
	8	金		
	9	土		
	10	日		
	11	月		
	12	火	本会議初日	
	13	水	総務委員会・総務分科会	
	14	木	民福委員会・民福分科会	
	15	金	産建委員会・産建分科会	
	16	土		
	17	日		
	18	月	委員会予備日	
	19	火	一般質問	
	20	水	一般質問	
	21	木	一般質問	
	22	金	一般質問	
	23	土		
	24	日		
	25	月	一般質問	
	26	火	休会	
	27	水	一般会計予算決算常任委員会	
	28	木	休会（議事整理日）	
	29	金	本会議最終日	
	30	土		